

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日と
する日)

目 次

- ◇ 条 例
- 鳥取県公害対策審議会設置条例
- 鳥取県消防顕彰金条例
- 鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例
- 鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計条例
- 鳥取県土地開発基金条例
- 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例
- 新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
- 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公害対策審議会設置条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県公害対策審議会設置条例

(設置)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九条の規定に基づき、公害対策に関する基本的事項を調査審議させる等のため、知事の諮問機関として鳥取県公害対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 県議会議員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

四 県職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営にこれを準用する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者並びに関係行政機関及び県の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、企画室において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

鳥取県消防顕彰金条例

(目的)

第一条 この条例は、鳥取県内の市町村に勤務する消防吏員(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十二条に規定する消防吏員をいう。)及び消防団員(同法第十五条の二に規定する消防団員をいう。)

(以下「消防団員等」という。)に対する顕彰金の授与に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(顕彰金の授与)

第二条 知事は、消防団員等が消防業務に従事するに当たつて、災害を被ることを予断できずにかかわらず、これをかえりみることなく、その職務を遂行したことにより、災害を受け、そのため死亡し、又は不具廢疾となつた場合において、功勞があると認められるときは、当該消防団員等又はその遺族に対し、顕彰金を授与するものとする。

(顕彰金の種類及び額)

第三条 顕彰金は、殉職者顕彰金及び障害者顕彰金とする。

2 殉職者顕彰金の額は、五十万円以上二百万円以下の範囲内において規則で定める額とする。

3 障害者顕彰金の額は、二十万円以上二百万円以下の範囲内において規則で定める額とする。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

鳥取県寡婦福祉資金運営委員会設置条例

(設置)

第一条 寡婦福祉資金の運営に關する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機關として鳥取県寡婦福祉資金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 母子相談員
- 三 県職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 委員会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第七号

鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、寡婦福祉資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、国庫支出金、一般会計からの繰入金、償還金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、貸付金その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県土地開発基金条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

鳥取県土地開発基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県土地開発基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 公用又は公共用に供する土地、公共の利益のために取得する必要がある土地等をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図

るため、鳥取県土地開発基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第三条 基金の額は、一億円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金の額を増額することができる。

3 前項の規定により増額が行なわれたときは、基金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(運用)

第四条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例の全部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料等の徴収)

第二条 保健所の施設の利用若しくは保健所において行なう業務又は衛生研究所において行なう業務については、別表に定めるところによるほか、昭和三十三年厚生省告示第七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)の別表第一診療報酬点数表(甲)又は別表第二歯科診療報酬点数表により算定した額の八割以内で知事が定める額により使用料等を徴収する。

(使用料等の減免)

第三条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、

使用料等を減免することができる。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

別表

区 分	金 額
一 予防接種	
BCG経皮接種	一人一回につき 百五十円
二 レントゲン診断	
エックス線間接写真診断(三十五ミリメートル)	一枚につき 三十円
三 歯科診療	
1 弗化ナトリウム塗布	一人一回につき 十円
2 磷酸弗化ナトリウム塗布	〃 五十円
四 尿検査(定性)	
1 糖	一件につき 二十円
2 蛋白	〃 二十円
3 ウロビリノーゲン	〃 二十円
4 ビルビン	〃 二十円
五 環境衛生試験	
1 ガス試験	一成分につき 三百円
2 じんあい測定	一件につき 二百円
3 細菌数測定	〃 二百円
4 照度測定	〃 五十円

5 騒音測定	〃	五十円
6 温度条件測定	〃	二百円
7 環境衛生総合試験	〃	二千円
六 水質試験		
1 飲用水		
(一) 理化学的試験	一件につき	四百円
(二) 細菌学的検査	一成分につき	二百円
(三) 水中微生物試験	一件につき	二百円
(四) 簡易水道上水道用水全項目試験	〃	三百円
(五) 簡易水道上水道用水定例試験	〃	三百円
2 下水及び排水		
(一) 理化学的試験	一件につき	二千円
(二) 細菌学的検査	〃	五百円
3 浴水		
(一) 理化学的試験	一件につき	百五十円
(二) 細菌学的検査	〃	二百円
七 食品衛生試験		
1 乳及び乳製品成分規格試験		
(一) 理化学的試験	一件につき	八百円
(二) 細菌学的検査	〃	五百円
2 清涼飲料水成分規格試験		
(一) 理化学的試験	一件につき	千円
(二) 細菌学的検査	〃	五百円

3	アイスクリーム類成分規格試験	(一) 理化学的試験	一件につき	千円
		(二) 細菌学的検査	"	五百円
4	一般食品試験	(一) 衛生上可否試験	一件につき	六百円
		(二) 動物試験	"	二百円 (別に動物費を 加算する。)
		(三) 成分規格試験	"	千円
		(四) 混入異物試験	"	四百円
		(四) 細菌学的検査	"	五百円
		(六) 栄養成分定量試験	一成分につき	三百円
		(七) ビタミン含有量試験	"	千円
5	添加物試験	(一) 成分規格試験	一件につき	二千円
		(二) 使用基準試験	一成分につき	四百円
6	びん詰及びかん詰物理的試験		一件につき	三百円
7	器具及び容器包装試験	(一) 物理的試験	一件につき	二百円
		(二) 化学的試験	"	三百円
		(三) 細菌学的検査	"	五百円
八	鉱泉及び温泉試験			
1	ラドン測定		一件につき	千五百円
2	定量試験		一件につき	三千円
(一)	小分析			

(二)	中分析			
九	放射能試験		"	一万円
1	空間線量測定		一件につき	二百円
2	全放射能測定		"	二千円
十	薬品試験			
1	公定書適否試験		一件につき	二千円
2	定性試験		一成分につき	二百五十円
3	定量試験		"	五百円
十一	衛生材料及び医療用具規格試験		一件につき	千円
十二	化粧品試験			
1	定性試験		一成分につき	二百五十円
2	定量試験		"	五百円
十三	ウイルス分離同定検査		一件につき	二千円
十四	文書			
1	診断書		一通七十円。二通 目から一通につき	三十円
2	試験成績書		二通目から一通に つき	百円
(一)	鉱泉及び温泉試験成績書		"	三十円
(二)	その他の試験成績書		一通につき	三十円
3	証明書		一通につき	三十円

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

新産業都市の区域における県税の不均一課税に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「起算して五年」を「昭和五十一年三月三十一日までの期間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四五七人」を「三、四四八人」に、「三、〇九三人」を「三、〇八一」に、「三六四人」を「三六七人」に改め、同項第五号中「一八〇人」を「一七八人」に改め、同項第六号中「一一人」を「一〇人」に改め、同項第九号中「一〇〇人」を「九五五人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、出納長、常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員」を「及び出納長」に改め、同条第四項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員の受ける給与については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の一等級の職務にある者の例により知事が定める。

第四条第一項中「前二条」を「前三条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

別表中

人事委員会の委員	監査委員		議会の議員のうちから選任された 監査委員	
	非常勤の委員	非常勤の委員長	非常勤の監査委員	常勤の監査委員
非常勤の委員	非常勤の委員長	常勤の委員	非常勤の監査委員	常勤の監査委員
報酬	報酬	給料	報酬	給料
三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円

を

人事委員会の委員	監査委員		議会の議員のうちから選任された監査委員	
	委員	委員長	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員
委員	委員長	委員	委員長	委員
三〇、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	三五、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石

破

二

朗

鳥取県条例第十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左の」を「次の」に改め、同条に次の三号を加える。

三十三 重度精神薄弱児指導業務従事職員の特殊勤務手当

三十四 病院業務従事職員の特殊勤務手当

三十五 鹵検定業務従事職員の特殊勤務手当

第七条第一項中「又は児童相談所」を「、児童相談所又は婦人相談所」に、「行う」を「行なう」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「取締、」を「取締り、」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の手当の額は、航海勤務に従事した日一日につき八十円とする。

第十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第二項から第五項までを削り、同条第六項中「（以下「昼間部」という。）」を削り、「行う」を「行なう」に改め、「（以下「夜間部」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条中第七項から第九項までを四項ずつ繰り上げる。

第三十八条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の月額は、当該職員の受ける給料月額に百分の七を乗じて得た額とする。

第四十一条中「ものの外」を「もののほか」に改め、同条を第四十四条とし、第四十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第四十三条とする。

2 給与条例第七条の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、病院業務従事職員の特殊勤務手当は支給しない。

第三十九条の次に次の三条を加える。

（重度精神薄弱児指導業務従事職員の特殊勤務手当）

第四十条 重度精神薄弱児指導業務従事職員の特殊勤務手当は、皆成学園に勤務する職員が重度棟において重度精神薄弱児の教育及び指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務一回につき八十円とする。

（病院業務従事職員の特殊勤務手当）

第四十一条 病院業務従事職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する職員がその業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、月額二千二百円とする。

（鹵検定業務従事職員の特殊勤務手当）

第四十二条 鹵検定業務従事職員の特殊勤務手当は、鹵検定所に勤務する職員が繰糸、揚返し、煮鹵又は副蚕処理の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八十円とする。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県条例第十四号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する
 条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ七第一項ただし書中「及第三号ニ掲グル者ノ中普通恩給又ハ他ノ地方公共団体ノ退職年金条例ノ規定ニ依ル退職年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ノ外国政府職員トシテノ在職年月数並」を「ノ外国政府職員トシテノ在職年月数及」に改め、同条同項第三号中「(其ノ年月数ヲ県吏員等トシテノ在職年ニ加ヘタルモノガ十七年ヲ超ユルコトトナル場合ニ於ケル当該越ユル年月数ヲ除ク)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年一月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 昭和四十三年十二月三十一日において現に退職年金又は遺族年金を受けている者で、この条例による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「改正後の条例」という。)第二十五条ノ七(第二十五条ノ八において準用する場合を含む。)の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十四年一

月分以降、受給者の請求により、その年額を、改正後の条例の規定により算出して得た年額に改定する。

第三条 昭和四十三年十二月三十一日以前に給与事由の生じた退職年金又は遺族年金の同年同月分までの年額の計算の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算については、なお従前の例による。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書中「、第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項第三号(同法附則第四十三条において準用する場合を含む。)」を「又は第四十一条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年一月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正前の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までで退職した職員又はその遺族で昭和四十三年十二月三十一日において現に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）による改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百十五号）附則第四十二条第一項第三号（同法附則第四十三条において準用する場合を含む。）及び改正前の条例第五十五条第一項の規定の適用を受けて計算された在職期間を基礎とする年額の退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、昭和四十四年一月分から、その年額を恩給法等の一部を改正する法律による改正後の恩給法の一部を改正する法律附則第四十二条第一項第三号（同法附則第四十三条において準用する場合を含む。）及びこの条例による改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例第五十五条第一項の規定を適用して、計算した現に在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の年額に改定する。

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県職員の共済制度に関する条例（昭和三十六年十月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 互助会は、次の各号に掲げる職員ごとにそれぞれ組織するものとする。

一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号。以下「法」という。）第三条第一項第一号、同条第三項及び第四百二十二条第一項第一号に規定する職員並びに第四百四十一条第一項に規定する組合役員で地方職員共済組合鳥取県支部に属するもの

二 法第三条第一項第二号に規定する職員及び第四百四十一条第一項に規定する組合役員で公立学校共済組合鳥取支部に属するもの

三 法第三条第一項第三号及び第四百四十二条第一項第二号に規定する職員並びに第四百四十一条第一項に規定する組合役員で警察共済組合鳥取県支部に属するもの

第二条の見出しを「（規約）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三条中「被扶養者の病氣又は負傷に関して、医療給付」を「厚生福利

及びその被扶養者の医療に関する給付及び事業」に改める。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(互助会職員の取扱い)

第六条 互助会に使用され、互助会から給与を受ける者(これらの者で常時勤務に服することを要しないもの及び臨時に使用されるものを除く。)

は、互助会を組織する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月

鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三

使用区分

金

額

小居室

一人で使用する場合 一人月額一五、五五〇円

二人で使用する場合 一人月額一四、五五〇円

大居室

一人で使用する場合 一人月額一六、五五〇円

二人で使用する場合 一人月額一五、五五〇円

備考 暖房期間中は、この表に定める額に一人月額三二〇円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(在寮者に対する配慮)

2 この条例施行の際現に鳥取県立若井長者寮を利用している者に係る使用料の額の決定については、この改正により著しい変動のないよう措置するものとする。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月

鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県立農業経営大学の項中「青少年」を「青年」に改める。

第四条を次のように改める。

(修業年限)

第四条 施設の修業年限は、次の表のとおりとする。

施設 の 名 称	修 業 年 限
鳥取県立農業経営大学校	二年
鳥取県立農業指導者養成所	知事が別に定める期間
鳥取県立畜産講習所	一年
鳥取県立中小家畜講習所	一年
鳥取県立蚕業技術員養成所	一年

第五条第一項中「本科」を削る。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十

九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「同法第九号」を「同法第六十九号の二」に改め、同項第二号中「学校教育法第九号」を「学校教育法第六十九号の二」に改め、同項第三号中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「同法第九号」を「同法第六十九号の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「三万六千円」を「四万円」に、「二万円」を「二万四千円」に改める。

第二十一条第二項の表中「三万六千円」を「四万円」に、「四万五千円」を「五万円」に、「二万円」を「二万四千円」に改める。

附則第六項中「三万六千円」を「四万円」に、「四万五千円」を「五万

円」に、「二万円」を「二万四千元」に、「二万五千元」を「三万円」に改める。

附 則

この条例は、昭四十四年四月二日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十一号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八四〇人」を「八四一人」に、「四九八人」を「四九九人」に、「二〇三人」を「二〇六人」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年九月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県岩井警察署」を「鳥取県岩美警察署」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。